

(別表)

補助対象となる経費に関する基準

補助対象経費は、その費用の項目別に下記のとおりとする。

項目	補助対象となる経費	留意事項
報償費、謝礼	補助事業実施に係る、外部講師、ボランティア等への謝金等	団体側のスタッフの人件費等は対象外。 また、金額は社会通念上妥当と認められる範囲の額
旅費	補助事業実施に必要な移動に係る交通費、ガソリン代、宿泊費（食費除く）	
需用費（購入金額2万円未満のもの）	補助事業に必要な物品、資材、消耗品（マスク、消毒液、空気清浄機、飛沫防止用スクリーン、アクリル板等の感染予防物品、オンラインに必要なWi-Fi・モバイルWi-Fiルーター、タブレット端末等）の購入費、印刷製本費	団体の経常的な運営に係る消耗品で、支援活動に要したものと判断が困難なものや、個人所有となるような物品購入経費は不可。
通信運搬費	補助事業に必要な通信費、オンラインツールの有料プラン等、書類・広報紙（チラシ）の郵送代	個人名義の携帯電話等に関する通信費、支援活動に要したものと判断が困難なものは不可。
委託料	補助事業のうち外部委託にかかる委託料	補助事業の原則50%を超える委託は不可。
使用料、賃借料	補助事業に必要な機器リース料、会場使用料、テレワークを可能とするITツール導入費等	
備品購入費（購入金額2万円以上）	補助事業に必要な機材、オンラインに必要なタブレット等	定められた期間内に財産処分（売却や譲渡等）を行う場合は、あらかじめ区長の承認が必要。また財産処分等により得た収入は、返還すること。
その他	その他、支援活動にかかるもので、区長が認めたもの	通常、団体の運営及び維持のために要する経常経費、補助事業の実施に直接必要とは認められない団体の活動経費にかかるものは不可。